

前金払及び中間前金払制度について

令和2年4月1日

1. 前金払について

発注時に前払金の設定のある案件で、保証事業会社の保証に係る公共工事（工事、設計・調査、測量及び製造に係るもの）で契約代金額（税込）が500万円以上の案件は、次のとおり前金払を適用します。

【前払金額算定方法】

工事	契約代金額(税込)× <u>40/100</u>
設計・調査、測量、製造	契約代金額(税込)× <u>30/100</u>

※算定した金額は、1万円以下の端数を切捨て、10万円単位にしてください。

（例）工事 契約代金額（税込）840万円の工事の場合、前払金は、330万円となります。

2. 中間前金払について（建設工事のみ）

（1）対象工事

契約代金額（税込）が1,000万円以上の建設工事について、当該工事の進捗が半分を過ぎた時点（※）で、契約代金額の100分の20を超えない範囲内において、当初の前払金に追加して前払金を支払う制度です。

（※）次の各号のすべてを満たすこと。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（2）部分払いとの選択性

当初の契約締結時に契約書の「中間前金払」の欄を選択する必要があります。部分払いとの併用はできません。

※ただし、複数年度にわたる繰越事業又は債務負担事業については、「中間前金払」を選択した場合でも、年度毎の出来高に対する「部分払」をすることができるものとします。

（3）保証契約

「中間前金払」を利用するためには、「中間前金払」の請求時に「中間前金払」に関して、保証事業会社との「前払金保証契約」が必要となります。

【中間前払金額算定方法】

契約代金額（税込）× <u>20/100</u>

※算定した金額は、1万円以下の端数を切捨て10万円単位にしてください。